

旧（3月22日～3月31日）	新（4月1日～4月21日）
① 区域 大阪府全域	① (略)
② 要請期間 イエローステージの期間（3月22日～3月31日）	② 要請期間 <u>イエローステージの期間（4月1日～4月21日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）</u>
③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）	③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）
●府民への呼びかけ	●府民への呼びかけ
○ 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない	○ <u>少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること</u>
○ 歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること	○ <u>歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること</u>
○ 首都圏（1都3県）との往来を自粛すること	○ (略)

旧（3月22日～3月31日）	新（4月1日～4月21日）
<p>●イベントの開催について(府主催(共催)のイベントを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ➤ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ➤ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ➤ イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提） 	(略)

旧（3月22日～3月31日）

新（4月1日～4月21日）

期間	収容率		人数上限
3月22日 から 3月31日	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</p> <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	5,000人以下 又は 収容員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きいほう

期間	収容率		人数上限
4月1日 から 4月11日 まで	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</p> <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	5,000人以下 又は 収容員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きいほう
4月12日 から 4月21日 まで	4月11日までと同様		5,000人以下 又は 収容員50%以内 のいずれか大きいほう

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこととする。

※1:(略)

※2:(略)

旧（3月22日～3月31日）			新（4月1日～4月21日）			
●施設について						
	大阪府全域	大阪市全域	区域	大阪府全域		
期間	3月22日～3月31日		期間	4月1日～4月21日		
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>		対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	
	要請内容	(協力依頼) <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> 適切な換気のためCO2センサーを設置	(特措法第24条第9項に基づく要請) <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで		(特措法第24条第9項に基づく要請) <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで (協力依頼) <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> 適切な換気のためCO2センサーを設置	
※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。			※ (略)			
➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）			(略)			

旧（3月22日～3月31日）	新（4月1日～4月21日）
<p>●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと (特措法第24条第9項に基づく)</p> <p><経済界へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求める こと ○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう 求めること ○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワーク をより推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出 勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○ 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の 懇親会を控えるよう求めること</u> ○ (略) ○ (略)

旧（3月22日～3月31日）	新（4月1日～4月21日）
<p><大学等へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ ○ 学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めるこ ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保するこ ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底するこ ○ 年度末に向けて行われる行事（卒業式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めるこ</u> ○ (略) ○ (略) ○ <u>年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</u>